

○登録金融機関である旨および登録番号の掲載について

令和5年11月29日に交付された「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の一部が令和6年11月1日に施行となることから、下記のとおり登録金融機関である旨および登録番号の掲載を致します。

登録金融機関 上都賀農業協同組合

登録番号 関東財務局長（登金）第533号